

牛トレサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理
及び伝達に関する特別措置法」

酪農家、肉牛農家の皆様へ

牛の出生や異動の届出は、速やか、
かつ、正確に行いましょう。



- 牛の管理者には、牛トレサ法に基づく耳標の装着及び各種届出が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレサ法に基づく罰則の対象となります。
- さらに、各種補助金の対象から除外されたり、返還を求められる場合もあります。

牛トレーサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理及び
伝達に関する特別措置法」

酪農家
肉用牛農家の
皆様へ

牛が生まれたとき

個体識別 耳標の装着

両耳に 正面向きに
耳の真ん中に



出生の届出

耳標が両耳に装着されていない牛の
取引は法律で禁じられています。

- ・自分の農家コード番号
- ・子牛に装着した耳標の番号
- ・生年月日 ・雌雄の別
- ・母牛の個体識別番号
- ・牛の種別

牛を譲り渡したとき【転出】

牛を譲り受けたとき【転入】

異動の届出

- ・自分の農家コード番号
- ・牛の個体識別番号
- ・異動内容（転入又は転出）
- ・異動（転入又は転出）日
- ・相手先の農家コード番号
（または、農協・家畜市場、
家畜商等のコード番号）

牛が死亡したとき

死亡の届出

- ・自分の農家コード番号
- ・牛の個体識別番号
- ・死亡の年月日
- ・相手先（処分先）のコード番号

耳標が脱落したとき⇒速やかに再発行の手続き&再装着

届出方法

「出生」や「異動」の届出は

パソコン

電話（音声応答システム）

が簡単・確実です！

・FAXのような送信エラーの心配がありません。

・届出当日に届出内容がデータベースに反映されます。
パソコン（パソコン用Webサイト）では、データベースに記録されて
いるあなたの農場のすべての牛のリストをみることができます。

インターネット報告の手順

パソコンからは <https://www.id.nlb.go.jp> にアクセス
→「届出Webシステム」へ！

電話（音声応答システム）の手順

＜届出先の電話番号＞

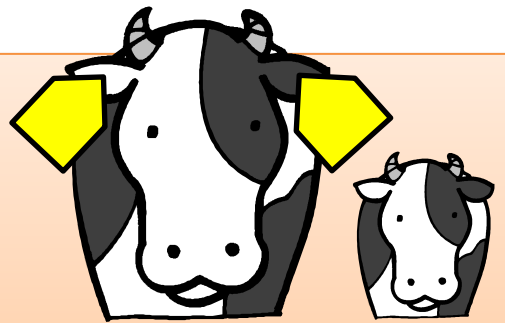
- ☎ 固定電話から 186-0037-80-1777
- ☎ 携帯電話（PHS等含む）から 186-0248-48-0594
→音声ガイドにしたがって操作を行ってください。

※電話回線の種類についてのご注意

電話（音声応答システム）をご利用の際は、
電話機をトーン信号発生可能な状態に切り替えてください。

・届出は、できる限り速やかに、また間違いのないよう行いましょう！
届出が遅れると、牛の取引、耳標の配付等に支障をきたします！

家畜の死体は必ず
化製場で処理を！



- ・家畜の死体は、化製場で処理することが、法律で義務づけられています。
- ・耳標の装着の有無にかかわらず、死亡した家畜を自分の農場に埋めることは「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。